



## IMFの緊急融資枠(CCL)廃止とCMIの見直し

主任研究員 福居 信幸

IMFは、1999年4月、危機の予防的手段として、緊急融資枠(Contingent Credit Lines: CCL)を創設したが、2003年11月末で廃止された。

このCCLは、経済パフォーマンスはいまだ健全で危機に直面しているわけではないが、危機の伝染を受けそうな国に対して予防的措置として用意されるファシリティーであった。今回の廃止に当たって、IMFは、多くの新興国で、外貨準備の蓄積、変動相場制度の採用、様々な構造改革などから経済的脆弱性が克服されている点を挙げ、また、IMF側でも、資本市場、銀行システム、オフショアセンター、債務持続性などの面におけるサーベイランスを強化してきていること、更には、各国の制度的弱点を指摘したり、市場リスクアセスメントをサポートしたりするためのROSC(Reports on the Observance of Standards and Codes)と呼ばれる報告書が充実してきていることなどを理由にCCLの廃止は妥当としている。しかし、実態は、このファシリティーが用意されること自体が、逆に、当該国に対する懸念材料となる危険があったことや、発動の際の適格性が不明確であったことなどから、創設以来利用実績がなかったことが廃止の背景にあった。このような経緯を踏まえ、危機予防のためには、IMFの既存融資枠の上限を引き上げたり、発動に際しての資本収支危機との関連付けを強化すべきとの声もある。

このようなグローバルな危機予防の枠組みに対し、地域金融協力の枠組みも強化されている。東アジア地域における危機予防のファシリティーであるチェンマイ・イニシアティブ(CMI)の通貨スワップのネットワークは、11月10日に締結された日本-シンガポール間を含めて合計335億ドルになっていて、現在も、中国-インドネシア間、韓国-インドネシア間で交渉が進められており更に拡大の動きがある。しかし、アジア危機時には、IMF等国際機関からの融資を除いた二国間支援では、タイでは105億ドル、韓国では230億ドル、インドネシアでは180億ドルがそれぞれ用意されており、これと比べると必ずしも十分な金額とは言えない。特に、現行のCMIにはIMF90%(リンケージ)条項というのがあり、IMFのプログラムなしに、あるいはプログラムができるという確たる保証なしに引き出せる金額はスワップ協定金額の僅か10%であることを勘案すると、大幅に不足していることになる。因みに、タイを例にとると、現行のCMIでは、日本-タイ間の30億ドル、中国-タイ間20億ドル、韓国-タイ間10億ドルの合計で60億ドルはカバーできているが、仮に100%自由に引き出せたとしても現行の2倍近く、

IMF条項50%条件の下でも3.5倍の金額が必要になるという計算になる。来年5月には、現行の制度の見直しが図られる予定であるが、金額の増額はもちろん、現行のバイラテラルからマルチラテラルへの移行や IMF の融資制度とのリンク比率の引き下げなどが議論されるべきであろう。また、この CMIに加えて、スワップよりも長い3～5年程度の中長期資金のアレンジメントを東アジアで新設することも議論されるべきであろう。その際は、短期のスワップと違って、融資に際しての条件(コンディショナリティー)は絶対必要になって来るので、そのための域内でのサーベイランスの強化が前提条件になろう。このように地域金融協力の量的・質的な大幅強化が求められている。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2003 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>